

大田市告示第116号

令和5年度大田市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給事業実施要綱（令和5年大田市告示第81号）の一部を次のように改正する。

令和5年7月27日

大田市長 楫野弘和

第5条第2項中第3号を第5号とし、第2号を第4号とし、第1号の次に次の2号を加える。

（2） 児童手当支給口座振込方式 児童手当振込時における指定口座に振り込む方式

（3） 特別児童扶養手当支給口座振込方式 特別児童扶養手当振込時における指定口座に振り込む方式

第7条に次の1項を加える。

5 前項までの規定にかかわらず、市長が特に認める場合には第5条の方式によることができる。

附 則

この告示は、令和5年7月27日から施行する。